

○外部教育・研究資金の管理・使用に関する行動規範

2008年10月23日

制定

2021年11月1日改正

本学の教育研究活動は、国及び公的機関からの補助金ないし助成金、各種団体及び企業からの研究委託金、種々の財源によって支えられている。これらの資金提供は、本学における教育・研究活動への社会的期待を表すものであり、本学の職員は、こうした期待に沿うとともに、社会的使命を担う者として、同資金の管理・使用にあたっては公正な態度で臨むことを求められる。

本行動規範は、各種外部機関から本学の職員に対して提供される教育・研究資金等(以下「外部教育・研究資金」という。)の管理・使用について、これに携わる職員が遵守すべき事柄を定めるものである。

- 1 職員は、教育・研究活動のために外部教育・研究資金を獲得する際には、同資金の趣旨及び目的を理解し、その達成のために真摯に努力しなければならない。
- 2 職員は、個人若しくは団体が獲得した外部教育・研究資金は大学の公金として扱われることを認識し、当該資金の管理・使用にあたっては、公正な態度で臨まなければならない。
- 3 職員は、外部教育・研究資金の管理・使用に際して、次のことをしてはならない。
 - ① 同資金の提供機関が定める趣旨・目的に反して管理・使用すること
 - ② 正当な理由なく、教育・研究以外の目的に使用すること
 - ③ 特定の個人若しくは団体の便益を図る目的で不公正に使用すること
 - ④ 正当な理由なく、個人的な管理を行うこと
 - ⑤ その他、社会通念上、正当とは認められない管理・使用を行うこと
- 4 職員は、外部教育・研究資金を管理・使用するにあたっては、次のことを遵守しなければならない。
 - ① 資金の用途規定ないし本学の諸規定に照らして、最も効率的かつ効果的な方法で管理・使用すること
 - ② 資金の管理・使用にあたっては、資金の用途規定ないし本学の諸規定に定められた手続きを踏むこと
 - ③ 資金の用途若しくは管理の方法等について、変更をする場合には、遅滞なくこれを管理する事務局へ届け出ること

- ④ 資金の管理・使用に関して不明な点があった場合には、当該資金提供機関の事務局若しくはこれを管理する本学事務局へ問い合わせる等の方法により適切な知識・情報を得て、確信的に行動すること
- 5 職員は、外部教育・研究資金を利用した教育・研究活動に際しては、他者の知的所有権、安全衛生法規など、諸法令を厳格に遵守して臨まなければならない。
- 6 職員は、外部教育・研究資金の不正な管理・使用が、大学の運営に重大な影響を及ぼすことを理解し、相互に不正防止に向けて努力しなければならない。
- 7 本行動規範は、「神戸学院大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」の考え方を反映させたものとする。
- 8 本行動規範の改廃は、不正防止計画推進委員会、全学研究推進委員会、評議会及び常任理事会の議を経て学長が行う。